

特急しらゆきグループ利用促進事業 業務委託仕様書

1 業務名

特急しらゆきグループ利用促進事業

2 目的

特急しらゆきのグループ利用に対し、旅客運賃及び特急料金の一部を助成することにより、新規需要を喚起し、利用拡大を図るとともに、自動車から公共交通への利用転換を促進する。

本業務は、当該事業の円滑かつ適正な運営を目的として、申請受付、審査、支払等の事務局業務を委託するものである。

3 事業概要

(1) 実施主体

新潟県鉄道整備促進協議会（事務局：新潟県交通政策局交通政策課）

(2) 事業内容

特急しらゆきのグループ利用に対し、旅客運賃及び特急料金の一部を助成する。

(3) 助成対象者

「えきねっと」から2名～6名の乗車券を同時購入した者

(4) 助成対象経費

特急しらゆきの乗車にかかる旅客運賃及び特急料金

(5) 助成額

特急しらゆきの乗車にかかる旅客運賃及び特急料金の 1/2 程度（上限 2,500 円／人）

(6) 対象期間

令和8年7月1日から令和8年12月31日までの乗車分

(7) 手続

ア 申請

- グループ内の代表者が WEB 申請フォームにて行う。
- 申請フォームに必要事項を入力するとともに、助成対象経費を確認できる書類等を添付する。なお、申請フォームにて虚偽の申請がないことを誓約する。
- 申請受付完了後、代表者にその旨を通知する。

イ 審査

- 申請内容が適正であることを書類等により確認する。
- 必要に応じて電話又はメール等により代表者に確認し、適切な処理を行う。
- 審査終了後、代表者に助成金の支給が決定したことを通知する。

ウ 支払

- ・ 電子マネー（PayPay）により代表者にまとめて支払う。
 - ・ 支払にあたっては、不正受給を防止するため、本人確認を行う。
- (8) 想定される件数等
- ・ 想定申請席数（最大）：11,000 席
 - ・ 想定申請件数（最大）：4,600 件（750 件／月）
- (9) その他
- ・ 同じ代表者による複数の申請は可能とする（申請回数に上限なし）。
 - ・ 助成対象者の在住地域は、県内外問わない。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和9年2月28日まで

5 委託業務内容

受託者は、本事業の事務局として、以下の業務を実施すること。

なお、以下の業務にかかる営業日数については、新潟県と協議の上、決定すること。

(1) 申請受付業務

- ・ WEB 申請フォームを構築し、申請受付を行うこと（郵送申請は不可）
- ・ 申請内容（利用日、人数、乗車区間等）の確認を行うこと
- ・ 申請データの適切な管理を行うこと
- ・ 申請受付から支払までの標準処理期間を設定すること

(2) 審査業務

- ・ 申請内容が要件を満たしているか審査すること
- ・ 不備があった場合の申請者への対応を整備すること

(3) 支払業務

- ・ 審査完了後、適正と認められるものについて支払処理を行うこと
- ・ 支払方法は電子マネー（PayPay）とし、代表申請者に支払うこと
- ・ 支払にあたっては、受給者の本人確認を行うこと
- ・ 送金エラー時の再手続きフローを整備すること
- ・ 支払状況を適切に管理すること

(4) 問い合わせ対応

- ・ 本事業に関する問い合わせ対応を行うこと（原則としてメール対応とし、必要に応じて電話対応を行うこと）
- ・ 対応期限（3営業日以内等）を定めること
- ・ 対応履歴を記録・管理すること

(5) WEB 申請フォームの構築・運用

- ・ 利用者が容易に申請できる UI/UX とすること
- ・ スマートフォン対応とすること
- ・ 個人情報保護及び情報セキュリティ（不正アクセス防止等）に十分配慮すること

(6) 実績報告・分析

- ・ 申請件数、利用人数、助成金支払額等を整理すること
- ・ 事業終了後、実績報告書を作成すること

6 予算上限額

22,100 千円（消費税及び地方消費税を含む）

想定内訳：

- ・ 助成原資 15,100 千円（PayPay 手数料・システム利用料含む）
- ・ 事務局運営費 7,000 千円（WEB 申請フォーム開設等を含む）

7 成果物

次の成果物を電子データにより提出すること。

- ・ WEB 申請フォーム一式（公開 URL）
- ・ 申請データ一覧
- ・ 問い合わせ対応記録
- ・ 支払実績一覧
- ・ 業務報告書

8 その他留意事項

- (1) 業務の遂行に際しては、関係法令等の規定を遵守すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、新潟県と協議し、適宜調整を行うこと。
- (3) 業務を通じて得た個人情報については、適切に管理すること。
- (4) 不正受給防止のためのチェック体制を構築すること。
- (5) 県との定期的な進捗共有を行うこと。
- (6) 業務の再委託については事前に承認を得ること。
- (7) 著作権、肖像権、商標権その他第三者の権利を侵害しないよう、必要な権利処理を行い、適切に対応すること。
- (8) 本業務により製作される成果物の著作権は、新潟県に譲渡するものとし、成果物の構成素材（写真、イラスト等）については、新潟県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (9) 本仕様書に定めがない事項又は仕様について生じた疑義については、新潟県及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。